

---

## はしがき

金融商品取引法は、もともと、昭和23年に、証券取引法として制定されたものが、その後、多くの改正を経ながら、関連する様々な法律（例えば、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等）を統合したり、その一部を吸収する形で、平成18年の改正により、資本市場を規律する総合的な法律として、その名称が金融商品取引法に改められ、その後も、度々の改正を経て、現在へと至っている。

また、関連する法律についても、ここ数年間だけでも、平成26年の会社法の改正、平成29年の民法（債権関係）の改正、平成30年の商法（運送・海商関係）の改正、令和元年の会社法等の改正等、大きな改正が続いている。

また、こうした法改正だけではなく、商法が実質的に対象とする範囲の中でも、とりわけ、金融商品取引法においては、会社法と並び、新たな裁判例の蓄積等が目覚ましく、その範囲は、拡大の一途をたどっている。

そこで、こうした大きな変化について対応した、新しい金融商品取引法の教科書の刊行が、強く望まれてきたところである。

本教科書は、本『スタンダード商法』シリーズの第4巻にあたるが、本シリーズのコンセプトに沿って、基本となる幹の部分を丁寧に概説することにより、主として、法学部生をはじめ、経済学部、商学部、経営学部等の学生の皆さんが、金融商品取引法の全体像をしっかりと修得しながら、リーガルマインドを養成することができるように、標準的な内容を提供すべく、執筆されている。

金融商品取引法は、会社法と並び、ダイナミックで生き生きとした企業活動に直結している法律であるが、商法の中でも特に細かく技術的な制度も多いことから、ややもすると、学生の皆さんにとって、何となく近づきにくい印象を与えてしまいがちな法律でもある。そこで、本教科書の執筆にあたっては、初めて金融商品取引法を学ぶ学生の皆さんが、興味関心をもって、わかりやすく、金融商品取引法を学べるように、特に配慮と工夫を重ねた。そのため、本

---

教科書では、本シリーズの他の教科書ともある程度共通しているが、本文をできる限りわかりやすく記述するとともに、本文とは別にスペースを設けて、理解を容易にし興味関心を抱きやすくするように、「論点」、「コラム」、「図表」をできる限り多く配置する等の工夫を行った。

このような本教科書が、これまでに刊行されてきた優れた教科書と並び、広く世の中に歓迎され、永きに亘って愛されることを心より祈念してやまない。

本教科書の執筆にあたっては、金融商品取引法の研究・教育において、顕著な業績を有する先生方に大変お世話になった。特に、本教科書は、上記の関連する大きな改正を反映した内容からなるが、執筆者の先生方の御尽力は並々ならぬものであったと思われる。末筆ながら、本教科書の刊行に向けて鋭意取り組んで下さった執筆者各位に心より敬意を表するものである。

また、本教科書の刊行にあたっては、法律文化社の皆様、特に、小西英央氏と梶原有美子氏に大変お世話になった。ここに記して、心より感謝申し上げる次第である。

2020年1月

徳本 穰